

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年3月3日（平成28年（行情）諮問第201号）

答申日：平成28年6月20日（平成28年度（行情）答申第137号）

事件名：特定保険医療機関に対する監査において作成された患者調査書等の一部開示決定に関する件

答申書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

- ・ 特定年度間に行われた監査において作成された特定保険医療機関の「患者調査票」（特定人数分、特定年月日に聴聞で閲覧したもの。）
- ・ 同上の監査と聴聞で特定人数の不正・不当請求の調査計算弁明書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、東海北陸厚生局長（以下「処分庁」という。）が平成27年12月3日付け東海厚発1203第46号で行った一部開示決定（以下「原処分」という。）において不開示とされた部分の一部についてその取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

以下の項目に関し、処分内容が不服である。

- ①患者調査書の患者名を開いてほしい
- ②患者個別調書の保険医弁明欄の記載は聴聞時に黒塗りになっておらず、審査請求人が記したものであり、患者個人の情報や識別できるものに該当しないと思われるため。また、審査請求人と患者個人の権利を害するおそれがあるものに該当するとは思われないため。

（2）意見書

ア 特定年月日A東海北陸厚生局発特定クリニック（審査請求人が特定年月日Bから経営する保険医療機関）と審査請求人に対し、それぞれ5年間の保険医療機関と5年間の保険医取消処分を施行したが、この

行政処分について現在尚係争中であり、一審二審では、証拠不採用の判決であったため再審中である。

イ 手術については、「実際に行っていない手術を虚偽の伝票を成して保険請求したから」故意の不正請求であるとされた。

行政訴訟で相手方国の処分庁提出証拠では、患者A及び患者Bとして手術手技と社保、国保での審査と支払い結果が述べられている。情報公開で求めるのは、手術に関しては、個別調書の中でなぜひとりひとりの事案でこのような請求の仕方をしたのかの説明と弁明が書いてあるし、患者調査書には患者A及び患者Bが含まれているようなので、実際に手術がなされており、傷が確認されており架空の診療（手術、麻酔、点滴、診察、MRIの検査とその診断、CTの検査とその診断）はひとつもなかったことを確認したいのである。

ウ このことは、審査請求人だけの事情ではなく、いわゆる架空の診療行為を故意に国に対して請求したわけではないのだから、保険の範囲内で治療を受けたいとする国民のためであるから、公益を図るための情報公開を申し立てているのである。

エ 表面的な提出の仕方は確かにミスがあったかもしれないが、故意の不正請求として5年間も保険診療ができなくなるほどの重罪とは理解していないのである。また、処分理由書の文言の中にも十分な審査や調査がなされたとはいえない面がある。

このあたりを情報公開によって明らかになるから黒塗りではなく、少なくとも患者Aと患者Bだけでもどの頁の患者であるのかを明らかにしてほしい。でないと、審査請求人は、永久に架空の手術や麻酔を保険請求したから行政処分は当たり前であるとなる。

オ また、行政処分理由の細かい確認と請求金の計算のためには個別調書を出してもらわないとできない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者は、平成27年10月7日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、以下に掲げる行政文書に係る開示請求を行った。

- ・ 特定年度間に行われた監査において作成された特定保険医療機関の「患者調査票」（特定人数分、特定年月日に聴聞で閲覧したもの。）
- ・ 同上の監査と聴聞で特定人数の不正・不当請求の調査計算弁明書

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成27年12月7日付けで審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法5条1号の規定により部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

ア 原処分について

処分庁は、「患者調査書」及び「患者個別調書」を本件対象文書として特定の上、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした。

イ 審査請求人が開示を求める部分について

審査請求人は、審査請求書の「4. 審査請求の趣旨及び理由」欄の記載によると、「患者調査書の患者名」（以下「本件不開示部分1」という。）及び「患者個別調書の保険医弁明欄の記載」（以下「本件不開示部分2」といい、本件不開示部分1と併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

(2) 患者調査書について

患者調査書とは、健康保険法60条2項に基づき、保険医療機関等において療養の給付等の保険給付を受けた患者に対し、当該保険給付に係る診療内容等の調査を行った際に、その調査内容を記録した文書である。

患者調査書には、調査対象とした患者の氏名、住所、調査場所、聴取内容（具体的な診療内容等や一部負担金等の支払い等について）、患者の署名及び調査者署名等が記載されている。

(3) 患者個別調書について

患者個別調書は、保険医療機関等に対する監査において関係書類の閲覧及び被監査者に対する聴取等を行い、不正及び不当請求の事実があった場合に、患者毎かつ診療月毎に作成する調書である。

患者個別調書には、保険医療機関名、診療担当医、患者氏名、診療月、診療報酬の請求内容、診療録の記載内容、不正・不当請求に係る請求金額、保険医の弁明、監査担当者の意見等が記載されている。

(4) 不開示情報該当性について

審査請求人が開示を求める本件不開示部分のうち「患者調査書の患者名」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

また、「患者個別調書の保険医弁明欄の記載」は、被監査者である保険医が監査で明らかになった不正又は不当請求の事実の認否や監査担当者の意見に対する反論又は申し開き等を記載したものであり、保険医の内心の発露がありのままに記載されているものであることから、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権

利利益を害するおそれがある。

よって、本件不開示部分は、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、患者個別調書の保険医弁明欄の記載は請求者が記したものであり、請求者本人に開示したとしても請求者の権利を害するおそれがあるとは思われない旨主張するが、法は何人に対してもその目的を問わず開示請求を認めており、開示決定の判断に開示請求者が誰であるかは考慮されない。よって、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| ①平成28年3月3日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同月22日 | 審議 |
| ④同年4月5日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤同年6月9日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥同月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定年度間に行われた監査において作成された特定クリニックの患者調査票（特定人数分、特定年月日に聴聞で閲覧したもの。）及びその監査と聴聞で特定人数の不正・不当請求の調査計算弁明書」の開示を求めるものである。

処分庁は、「患者調査書」及び「患者個別調書」を本件対象文書として特定し、その一部について法5条1号に該当するため不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分で不開示とされた部分の一部（本件不開示部分）について処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であり、本件不開示部分は不開示を維持すべきであるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

審査請求人は、原処分において法5条1号に該当するとして不開示とされた部分のうち、患者調査書の患者名（本件不開示部分1）及び患者個別調査書の保険医弁明欄の記載（本件不開示部分2）の開示を求めている。

（1）本件不開示部分1について

当該部分には、当該監査において調査対象となった患者の氏名が記載されていると認められる。

そこで検討するに、当該部分の情報は、調査対象となった患者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は個人識別部分であることから部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（2）本件不開示部分2について

当該部分には、被監査者の保険医が監査で明らかとなった不正や不当請求の事実の認否や監査担当者の意見に関する反論又は申し開き等が記載されていると認められる。

そこで検討するに、当該部分は、特定の個人を識別することができる情報は含まれていないが、監査を受けた保険医の考え等があるままに記載されているところ、これを公にするとその内容等から当該保険医の知人等一定の範囲の者には当該保険医が誰であるかを推測することが可能となり、当該保険医の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に規定する公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

なお、法に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないことから、当該部分の情報が開示請求人本人に係る情報であったとしても、法5条1号該当性の判断を左右するものではない。

以上のことから、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とするこ

とが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、意見書において公益を図るための情報公開であると記載しているところ、法7条の公益上の理由による裁量的開示をすべきである旨主張しているとも解されるが、上記2のとおり、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当であるとした部分について、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。
- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

審査請求人は、本件不開示部分2について、審査請求人に係る情報であると主張しているのであるから、処分庁は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後、開示請求にかかる事務手続において、適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子